

## 17 国税滞納

### (1) 滞納状況

区分		要 整 理 滞 納						整 理 済 滞 納		整 理 中 の 滞 納	
		期 首 滞 納		新 規 発 生 滞 納		合 計		件 数	税 額	件 数	税 額
		件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額				
所 得 税	源 泉 分	3,037	743	1,748	424	4,785	1,167	2,132	531	2,653	636
	申 告 分	14,110	3,624	11,135	1,667	25,245	5,291	12,443	1,942	12,802	3,349
	計	17,147	4,367	12,883	2,091	30,030	6,458	14,575	2,473	15,455	3,985
法 人 税		920	1,197	1,225	740	2,145	1,937	1,356	877	789	1,060
相 続 税		360	3,120	389	233	749	3,353	440	392	309	2,961
消 費 税	外	-	694	-	1,413	-	2,107	-	1,292	-	815
		13,033	2,796	11,583	5,365	24,616	8,161	11,929	4,993	12,687	3,168
そ の 他		121	17	672	47	793	64	613	44	180	20
合 計	外	-	694	-	1,413	-	2,107	-	1,292	-	815
		31,581	11,497	26,752	8,476	58,333	19,973	28,913	8,779	29,420	11,194

調査対象等：平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における滞納の繰越、新規発生及び処理等の国税の滞納状況を示した。

調査時点：平成27年6月30日

(注) 1 件数は納期ごとに1件として計算し、加算税のうち、本税と納期を同一にするものは、本税と併せて1件として掲げた。

2 「源泉分」には源泉所得税及復興特別所得税を含む。

3 「申告分」には申告所得税及復興特別所得税を含む。

4 「相続税」には贈与税を含む。

5 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税は含まない。

ただし、地方税法附則第九条の四の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、外書として地方消費税の滞納状況を示している。

(2) 滞納状況の累年比較

区 分	要 整 理 滞 納						整 理 済 滞 納		整 理 中 の 滞 納						
	期 首 滞 納		新 規 発 生 滞 納		合 計		件 数	税 額	件 数	税 額					
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額									
平 成 22 年 度	外	件 -	百万円 1,021	外	件 -	百万円 1,415	外	件 -	百万円 2,436	外	件 -	百万円 1,435	外	件 -	百万円 1,001
		38,258	12,496		31,220	10,759		69,478	23,255		31,961	10,779		37,517	12,476
平 成 23 年 度	外	-	1,001	外	-	1,293	外	-	2,294	外	-	1,378	外	-	916
		37,517	12,476		30,779	9,938		68,296	22,414		31,435	10,484		36,861	11,930
平 成 24 年 度	外	-	916	外	-	1,223	外	-	2,139	外	-	1,310	外	-	829
		36,861	11,930		28,276	8,326		65,137	20,256		30,536	9,608		34,601	10,648
平 成 25 年 度	外	-	829	外	-	1,124	外	-	1,953	外	-	1,259	外	-	694
		34,601	10,648		26,088	10,612		60,689	21,260		29,108	9,763		31,581	11,497
平 成 26 年 度	外	-	694	外	-	1,413	外	-	2,107	外	-	1,292	外	-	815
		31,581	11,497		26,752	8,476		58,333	19,973		28,913	8,779		29,420	11,194

(注) 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税は含まない。

ただし、地方税法附則第九条の四の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、各年度欄の外書として地方消費税の滞納状況を示している。

## (3) 税務署別滞納状況

税務署名	要 整 理 滞 納						整 理 済 滞 納		整 理 中 の 滞 納	
	期 首 滞 納		新 規 発 生 滞 納		合 計		件 数	税 額	件 数	税 額
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額				
	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円
徳 島	1,339	232	2,225	647	3,564	879	2,457	664	1,107	215
鳴 門	539	77	735	209	1,274	286	736	188	538	99
阿 南	454	46	464	143	918	189	455	130	463	59
川 島	214	23	337	101	551	124	339	94	212	30
脇 町	177	16	264	57	441	73	271	53	170	20
池 田	247	33	178	46	425	79	203	51	222	28
徳 島 県 計	2,970	429	4,203	1,203	7,173	1,632	4,461	1,181	2,712	451
高 松	3,550	547	3,844	1,079	7,394	1,627	3,780	1,039	3,614	588
丸 亀	1,723	237	1,430	489	3,153	726	1,467	473	1,686	253
坂 出	933	113	637	184	1,570	296	712	176	858	120
観 音 寺	1,415	180	742	236	2,157	416	826	231	1,331	185
長 尾	640	87	336	130	976	217	383	117	593	100
土 庄	262	28	183	61	445	88	187	58	258	31
香 川 県 計	8,523	1,191	7,172	2,179	15,695	3,370	7,355	2,094	8,340	1,277
松 山	4,997	731	5,027	1,435	10,024	2,166	5,341	1,393	4,683	773
今 治	1,163	169	1,089	299	2,252	468	1,195	279	1,057	189
宇 和 島	522	59	577	154	1,099	213	613	151	486	62
八 幡 浜	344	69	431	131	775	199	398	128	377	71
新 居 浜	1,015	158	845	264	1,860	422	959	283	901	139
伊 予 西 条	1,028	131	619	181	1,647	312	736	166	911	146
大 洲	350	36	356	127	706	163	359	109	347	54
伊 予 三 島	519	68	419	114	938	182	491	105	447	78
愛 媛 県 計	9,938	1,421	9,363	2,704	19,301	4,126	10,092	2,613	9,209	1,512
高 知	3,708	517	3,252	924	6,960	1,442	3,570	941	3,390	501
安 芸	315	34	203	59	518	93	301	72	217	20
南 国	784	97	645	178	1,429	275	747	184	682	90
須 崎	521	49	424	129	945	178	459	113	486	66
中 村	655	55	519	116	1,174	171	621	106	553	65
伊 野	345	37	382	91	727	127	382	82	345	45
高 知 県 計	6,328	789	5,425	1,497	11,753	2,286	6,080	1,499	5,673	787
局 引 受 分	3,822	7,667	589	892	4,411	8,560	925	1,393	3,486	7,167
総 計	31,581	11,497	26,752	8,476	58,333	19,973	28,913	8,779	29,420	11,194

(注) この表は、「(1)滞納状況」の「合計」欄を税務署別に示したものである。

# 18 還 付 金

還付金の支払決定の状況

区 分	支 払 決 定 済 額 ( 支 払 命 令 官 分 )
	千円
平 成 22 年 度	94,645,726
平 成 23 年 度	99,716,511
平 成 24 年 度	90,418,876
平 成 25 年 度	81,571,409
平 成 26 年 度	98,189,069
源 泉 所 得 税 及 復 興 特 別 所 得 税	35,135,914
申 告 所 得 税 及 復 興 特 別 所 得 税	2,845,251
法 人 税	9,631,489
消 費 税 及 地 方 消 費 税	48,803,278
そ の 他	1,773,137
還 付 金 合 計	98,189,069

調査期間：平成26年4月1日から平成27年3月31日

用語の説明：「支払命令官分」とは、還付金の支払場所が銀行等の金融機関扱いのものをいう。

(注) 還付加算金を含む。